

賃貸保証契約書

賃貸人控

賃借人は、別紙記載の「立替払委託契約における個人情報の取り扱いに関する同意条項」に同意のうえ、別紙記載の「契約規定」を承認し、本契約を締結します。

契 約 日 年 月 日

商品名	ROOM i D B1(ベーシック1)		
-----	---------------------	--	--

賃 貸 借 契 約 内 容	物 件 所 在 地	トキヨトコガネシマヨリチヨリ 〒 184-0013 東京都小金井市前原町1丁目6-4		
	物 件 名	ヴェルジュ キューカン ヴェルジュ C館 - 東号室		
	対象となる 賃料等	合計 (A)+(B)+(C)+(D)	家 賃(A)	管理費・共益費(B)
		148,000 円	148,000 円	駐車場使用料(C) (税込) 0 円

賃 貸 人 (甲)	賃料等の無料 又は、減額	なし	対象期間	自 至 年 年 月 月 日 日	対象期間中の 月額賃料等	0 円

賃 借 人 (乙)	現 住 所	トキヨトコガネシマヨリチヨリ 〒 180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目14-5 日本生命吉祥寺本町ビル8階
	氏 名	ミツイームエステートトキヨウニシ 貸主代理 三井ホームエステート株式会社東京西営業部 様
		電 話 番 号 0422 - 20 - 1631

緊 急 連 絡 先	現 住 所	トキヨトコガネシマヨリチヨリ 〒 167-0021 東京都杉並区井草1-14-16
	ご 関 係	兄弟姉妹 当社よりご連絡をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

保証料の算出方法 : 月額賃料等合計 × 料率(%) 10円未満は切捨て (最低保証料がございます)

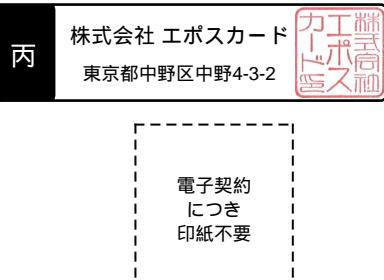
保 証 料	基 本 60%	88,800 円	最 低 保 証 料 15,000円	保 証 料 特 約 事 項	な し	
	月 次 1%	1,480 円	300円	保証料は賃料等とあわせてエポスカードが請求いたします 不動産管理会社は、賃借人に請求しないでください		

承認番号 1001-354078-043

お引越予定日	年 月 日	エポスカード収納開始月	2025年 12月分より
--------	-------	-------------	--------------

当社からの画面は上記予定日を過ぎた場合は物件住所への郵送になります。(契約者と入居者が異なる場合には、契約者住所への郵送となります)
家賃債務保証業者: 株式会社 エポスカード 東京都中野区中野4-3-2 03-3383-0101 国土交通大臣(2)第15号 登録年月日 令和4年12月21日

物 件 コ ー ド	サ プ コ ー ド	部 屋 鞋 庫 区 分	部 屋 コ ー ド
1			
2			
3			



管 理 会 社 記 入 欄	取 扱 店	会 社 名 三井ホームエステート
	賃 料 振 込 先	支 店 名 東京西支店
		電 話 番 号 0422 - 20 - 1630 FAX番号 0422 - 20 - 1629
金融機関 本店・支店・出張所	担 当 者 名 鈴木 彩花	
	金 融 機 関 名	
	口 座 番 号	
口 座 名 義		

001 貸 貸 保 証 基 本 契 約 規 定 24個人

賃貸人（以下、「甲」という。）と株式会社エボスカード（以下、「丙」という。）は、甲と賃借人（以下、「乙」という。）との間で締結された（表面または「賃貸保証契約」（以下、「本契約」といいます。）の内間の立替払金支払契約の件）に付した別紙賃貸保証契約書のとおり、以下、「原契約」といい、更新された場合は「更新後の契約を含む」（以下、「本契約」といいます。）の内間の立替払金支払契約（詳細は別紙賃貸保証契約書のとおり、以下、「原契約」といい、更新された場合は「更新後の契約を含む」（以下、「本契約」といいます。）の内間の立替払金支払契約の件）を締結する。本契約を承認のうえ次第のとおり賃貸保証契約書（以下、「本契約」といいます。）を締結する。

第1条（保証契約）

1.丙は、甲に対し、乙が甲に対して負担する原契約上の支払債務のうち、次条以下に定める金銭の支払債務について、連帯して保証することを約し、甲はこれを承諾す。

2.甲は、裁判例や行政のガイドライン等に照らし、乙が原契約上の支払債務の支払を拒絶することについて合理的な理由があると丙が判断した場合、当該原契約上の支払債務が、保証の対象外とすることを確認する。

第2条（保証契約の範囲）

1.丙が、甲に対し、連帯保証する、乙の甲に対する支払債務の範囲は以下のとおりとする。

(1)原契約に基づいて乙が負担する賃料、共益費及び駐車場料金その他の毎月定期的に支払われる賃料等と共に支払われる賃料の費用のうち、表面計画金の金員額、並びに原契約の記載にに基づき甲から丙は第6条第1項に定める不動産管理会社等に支払われるべき水道料、電気料、ガス料等の使用料とその他の諸費用等であって原契約の期間中に発生したもの（以下、「経費」といいます。）また、このうち水道料、電気料、ガス料等の使用料（水道料、光熱費等）（以下、「料金等」といいます。）を除く、当該原契約の期間に照らし、本物件についていわゆる合理的な現状のある部屋とその部屋を認定した場合、当該認定時以降の料金等は保証の対象外とする。

(2)更新料等（更新時に発生する第6条第1項に定める不動産管理会社等に乙が支払う事務手数料その他の諸費用及び11条第3項に定めた新たな賃貸借契約が締結された場合の再契約料を含む。但し、更新期間1年に限り月額賃料等（水道料、光熱費等を除く。以下、本項第4号、第7号、第8号及び本条第2項において同じ。）2ヶ月以内にあり、かつ、乙が原契約の更新料等項を明確に理解したうえで承諾しているとともに、裁判例等に照らして当該条項に基づき乙が更新料を負担すべき場合であると丙が認めた場合に限る。）

(3)原状回復費用（但し、日本交通省監査官が平成23年8月に発行した「原状回復をめくるブルートラップとガイドライン」（改訂がなされた場合には改訂後のものを含む。）に準拠し、かつ乙が負担することができる内容であると丙が認めた範囲及び金額とする。但し、乙が既に支払った場合は不明（乙の親族、緊急連絡先等とは連絡が取れるものの、乙が既に支払った場合は不明）の場合は、以下に示した金額を支払う場合のみは、原状回復費用を支払う場合を含む。以下に示した金額を支払う場合のみは、原状回復費用を支払う場合を含む。）

(4)乙の賃に帰すべき本物件の明渡し義務の不履行がある場合に生じる、原契約終了後本物件明渡しまでの間の料金等相当損害金（但し、倍額損害金その他の定めの如何にかかわらず、当該期間に係る賃料等相当額に限るものとする。）

(5)乙の賃に帰すべき本物件の明渡し義務の不履行がある場合に生じる、原契約終了後本物件明渡しまでの間甲が丁寧に通知し、支払督促、訴訟その他の手法手続の費用のうち、甲が丙の承諾を得て支出した費用（弁護士費用を含む。）相当損害金（乙の賃に帰すべき本物件の明渡し義務の不履行がある場合に生じる、本物件内残置物の搬出・運搬、保管、処分に係る費用。（但し、強制執行による場合、その他本物件内の残置物の搬出・運搬・保管・処分が適法な場合に限り、かつ乙が負担するところが合理的な場合に限り丙が認めた範囲及び金額とする。）

(7)原契約規定の早期解約損害金（但し、乙の債務不履行による解除の場合を除く。また、早朝解約に至った場合につき甲の賃に帰す事由がない場合に限り、かつ乙が負担するところが合理的な場合に限り丙が認めた範囲及び金額とし、居住用の場合は賃料等の2ヶ月分相当額を上限とする。なお、本物件が事業用の場合は営業開始前又は引渡し前の解約に係る早期解約損害金を含む。）

(8)原契約規定の退去手賃及び敷金の返還における違約金等（但し、乙の債務不履行による解除の場合を除く。また、退去に至った原因により賃料中の賃に帰す事由がない場合に限り、かつ乙が負担するところが合理的な場合に限り丙が認めた範囲及び金額とし、居住用の場合は賃料等の2ヶ月分相当額を上限とする。なお、本物件が事業用の場合は営業開始前又は引渡し前の解約に係る早期解約損害金を含む。）

(9)乙の賃に帰すべき本物件の明渡し義務の不履行がある場合に生じる、本物件内残置物の搬出・運搬、保管、処分に係る費用。（但し、強制執行による場合、その他本物件内の残置物の搬出・運搬・保管・処分が適法な場合に限り、かつ乙が負担するところが合理的な場合に限り丙が認めた範囲及び金額とする。）

(10)賃料等及び更新料等の滞納分の遅延損害金等。

(2)戦争、地震、天変地異等不可抗力によって生じた損害。

(3)火災、ガス爆発、自殺等乙の故意、過失行為によって甲が被った損害（但し、自殺に起因する原状回復費用は第1条第3項に従って保証対象とする。）。

(4)本物件が第1条(1)項但書記載の理屈の根拠ある物件（いわゆる事故物件）となつた場合、それによって甲が被る損害。

第3条（免責事項）

1.次の各号に定めないいずれかの事由が存する場合、丙は、各号に定める範囲で保証債務の履行の責を負わないものとする。

(1)甲が、第7条第2項に定める措置に、当該措置の履行が可能となった日から1ヶ月以内に看守しなかったとき。この場合、丙は、前記履行可能日から1ヶ月を経過した日以降に看守しなかった場合には、履行の責を負わない。なお、丙が、第7条第3項に基づき履行しなかつた保証債務についてはこの限りではない。

(2)甲が、丙の要請にもかかわらず、合理的な理由なく第7条第5項に定める事項の協力を行わなかったとき。この場合、丙はかかる協力を怠ることによる損害を負わない。なお、甲が当該協力を怠ることによる損害を負わない場合に限り、甲は、第7条第5項に基づき履行しなかつたときと同様とする。

(3)本契約締結に際し、甲または乙が丙に対して、保証の可否の判断に影響を与える事実について虚偽の説明をし、またはかかる事実を説明しなかつたとき。この場合、丙は、本契約に基づき、保証債務全部について、履行の責を負わない。

2.本契約は、本物件の居住用の使用に基づき生じた乙の債務ののみを保証の対象とするものもし、乙が甲及び丙の事前の承諾なく、乙の居住用以外の用途で本物件を使用（親族を含む第三者の賃料を含む。）した際に生じた甲に対する賃料等その他の債務は、保証の対象外とする。但し、本物件が事務目的として使用されることを予め甲及び丙が承諾した場合には、この限りではない。

第4条（保証期間）

1.本契約の保証期間は、原契約の開始日から本物件の明渡し日までとし、原則として当事者がいずれかの住居用の年次解約はできないものとする。但し、甲、乙、丙の間で、丙が甲が本契約を申出し、甲が承諾した場合には、その限りではない。

2.前項の規定にかかわらず、別途、乙内間に締結される保証委託契約（以下、「保証委託契約」といいます。）が終了した場合は、本契約も同時に終了するものとする。

第5条（立替払い及び原契約の解除事由の追加）

1.甲は、丙が乙から、賃料等を乙に代わって甲に支払うこと（以下、「立替払い」といいます。）を委託されていることを確認する。

2.丙は、前項の立替払いをして、甲に対し、乙からの賃料等を受領するに先立ち翌月分の賃料等を当月25日まで金融機関の休業日の場合は翌営業日までに支払う。なお、甲は、原契約に定める賃料等の支払時期にかかわらず、本契約の継続中は、甲乙間の原契約上の権利義務としても当該25日を乙の賃料等の支払日に変更することを、乙及び丙に同意する。

3.丙が前項に付随する甲に賃料等を支払ったにもかかわらず、丙が乙から賃料等相当額を受領できず、乙が賃料等相当額の支払いを合計2ヶ月分以上滞納した場合丙は、甲または甲が指定する不動産管理会社に当該滞納事由を通知するものとする。

4.甲は、本契約または乙丙間の立替払いの委託に関する契約（以下、「立替払委託契約」といいます。）が終了した場合には、その終了事由の如何に問わらず、丙の甲に対する第2条の賃料等の支払を確認する。なお、丙から甲に対する支払済みの賃料等について、丙の指揮する所とするときは、甲は、丙の指揮する所とするところに従い、丙との間で、別途、乙内間に締結される保証委託契約（以下、「保証委託契約」といいます。）が終了した場合は、本契約も同時に終了するものとする。

5.甲は、立替払委託契約における乙の甲及び丙に対する同意に基づき、甲の原契約上の権利義務として、各号に定める事由が甲による原契約の解除事由に追加される。とを確認する。

(1)乙が丙に対する賃料等又は第8条第1項第2号の規定により丙が甲に対し支払った更新料等の支払いを怠り、甲及び乙の信頼関係が破壊されるに至った場合（当該賃料等について甲が丙から立替払いを受けている場合を含む。）。

(2)丙が乙の賃に帰すべき事由により立替払委託契約を解除した場合。

第6条（甲の不動産管理会社等の業務委託）

1.丙は、甲が、丙から支払われる賃料等の受領窓口として、本物件の管理業務を受託する甲の代理人（不動産管理会社を含む。以下、「不動産管理会社等」といいます。）を指定する場合があることを承諾する。この場合、丙は、甲の乙または丙との間の通知業務が不動産管理会社等によなされされることを予め承諾する。

2.前項に基づき、賃料等の受領窓口となる不動産管理会社等の指定があつた場合当該不動産管理会社等指定の乙内間に丙が賃料等を支払った場合、甲への賃料等の支払いがなされざるもののみ。

3.第1項の不動産管理会社等の変更、振込口座の変更等を行う場合、甲は、自らまたは不動産管理会社等を通じて乙に事前に書面で通知することとする。

第7条（原契約の解除等）

1.乙が、丙に対して賃料等又は第8条第1項第2号の規定により丙が甲に支払った更新料等の支払いを怠り、その額が賃料等の合計3ヶ月分以上に至った

場合、甲は、当該支払済納が乙による原契約上の債務不履行意思の表れである点に鑑み、丙にあつて当該済納分が元済されるまでの間立替払いを中止し、または乙内間の立替払金支払契約を解除することがあることを予め承諾する。この場合、

2.前項に定める措置が甲にあつた場合には、滞納の経緯よりその解消が先決事由と認めた場合には、甲は以下の措置を講ずるものとする。

(1)賃料等の支払を停止する（但し、甲が乙の措置を講ずる場合、丙は賃料等及び滞納更新料等の支払を受けるものとする。）

(2)前号の通知後にあつても、なお乙からの支払がない場合に、建物明渡しと訴訟を提起すること。

(3)前2号の措置について、丙の指定する弁護士に委任すること。

(4)乙から賃料等及び更新料等の支払があった場合には、速やかに丙に通知すること。

(5)丙が乙に対する保証委託契約または保証委託契約締結の際に、虚偽の申告を行つたことが判明した場合。

(6)乙の信用状況に客観的に著しい不安が認められる場合。

(7)乙が死んだり、または所在不明となった場合。

(8)乙が本件に2ヶ月以上居住していないと認められ、かつ、乙に連絡がとれない場合。

(9)乙が丙に対する保証料の支払いを延滞した場合。

(10)乙に原契約に関する義務の著しい違反または不履行があった場合。

(11)乙が暴力団の構成員もしくは準構成員、これらの者もしくは暴力団関係企業の関係者・協力者、または総会屋その他の反社会的勢力であることが判明した場合。

(12)甲が乙の責に帰すべき事由に基づき原契約を解除して乙に本物件の明渡しを通知した場合。

(13)立替払委託契約が終了した場合。

(14)乙が自らまたは第三者を利用して、丙に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為を行い、または丙の信用を毀損し、もしくは丙の業務を妨害する等の行為が行われた場合。

3.第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかの事由が発生した場合は、丙は、何らの催告を要せず、本契約の全部または一部を解除することができるものとする。

(1)当該本物件を居住以外の用途に供した場合。

(2)原契約上の地位が第三者に移転した場合。

(3)原契約上の地位が第3号に定めた場合。

(4)原契約の内容に重大な変更があった場合。

(5)乙が丙に対する保証委託契約または保証委託契約締結の際に、虚偽の申告を行つたことが判明した場合。

(6)乙が死んだり、または所在不明となった場合。

(7)乙が本件に2ヶ月以上居住していないと認められ、かつ、乙に連絡がとれない場合。

(8)乙が丙に対する保証料の支払いを延滞した場合。

(9)乙に原契約に関する義務の著しい違反または不履行があった場合。

(10)乙が暴力団の構成員もしくは準構成員、これらの者もしくは暴力団関係企業の関係者・協力者、または総会屋その他の反社会的勢力であることが判明した場合。

(11)甲が乙の責に帰すべき事由に基づき原契約を解除して乙に本物件の明渡しを通知した場合。

(12)立替払委託契約が終了した場合。

(13)乙が自らまたは第三者を利用して、丙に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為を行い、または丙の信用を毀損し、もしくは丙の業務を妨害する等の行為が行われた場合。

(14)乙が丙に対する保証委託契約または保証委託契約締結の際に、虚偽の申告を行つたことが判明した場合。

(15)乙が死んだり、または所在不明となった場合。

(16)乙が本件に2ヶ月以上居住していないと認められ、かつ、乙に連絡がとれない場合。

(17)乙が丙に対する保証料の支払いを延滞した場合。

(18)乙に原契約に関する義務の著しい違反または不履行があった場合。

(19)乙が暴力団の構成員もしくは準構成員、これらの者もしくは暴力団関係企業の関係者・協力者、または総会屋その他の反社会的勢力であることが判明した場合。

(20)甲が乙の責に帰すべき事由に基づき原契約を解除して乙に本物件の明渡しを通知した場合。

(21)立替払委託契約が終了した場合。

(22)乙が自らまたは第三者を利用して、丙に対して暴力的な要求行為、不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為を行い、または丙の信用を毀損し、もしくは丙の業務を妨害する等の行為のいずれかを行つたとき。

2.前項に付随する甲の賃に帰すべき事由が成立したときには、甲の本件の立替払の成立があつたときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付随するものとする。

3.前項に付随する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付随するものとする。

4.前項に付随する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付随するものとする。

5.前項に付随する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付随するものとする。

6.前項に付随する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付随するものとする。

7.前項に付随する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付随するものとする。

8.前項に付随する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付随するものとする。

9.前項に付随する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付随するものとする。

10.前項に付随する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付随するものとする。

11.前項に付随する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付随するものとする。

12.前項に付随する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付随するものとする。

13.前項に付随する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付随するものとする。

14.前項に付随する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付随するものとする。

15.前項に付随する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付随するものとする。

16.前項に付随する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付随するものとする。

17.前項に付随する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付随するものとする。

18.前項に付随する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付随するものとする。

19.前項に付随する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付随するものとする。

20.前項に付随する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付随するものとする。

21.前項に付随する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付随するものとする。

22.前項に付随する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付随するものとする。

23.前項に付随する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付随するものとする。

24.前項に付随する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付随するものとする。

25.前項に付随する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付随するものとする。

26.前項に付随する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付随するものとする。

27.前項に付随する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付随するものとする。

28.前項に付随する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付随するものとする。

29.前項に付随する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付随するものとする。

30.前項に付随する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付随するものとする。

31.前項に付隨する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付隨するものとする。

32.前項に付隨する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付隨するものとする。

33.前項に付隨する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付隨するものとする。

34.前項に付隨する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付隨するものとする。

35.前項に付隨する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付隨するものとする。

36.前項に付隨する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付隨するものとする。

37.前項に付隨する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付隨するものとする。

38.前項に付隨する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付隨するものとする。

39.前項に付隨する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付隨するものとする。

40.前項に付隨する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付隨するものとする。

41.前項に付隨する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付隨するものとする。

42.前項に付隨する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付隨するものとする。

43.前項に付隨する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付隨するものとする。

44.前項に付隨する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付隨するものとする。

45.前項に付隨する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付隨するものとする。

46.前項に付隨する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付隨するものとする。

47.前項に付隨する甲の賃に帰すべき事由が成立したときに、当該本件の所有権または賃貸権限の移転に付隨するものとする。

家賃立替委託契約および保証委託契約内容と賃借人の意思確認書

取扱店保存

契 約 日

年 月 日

商 品 名

ROOM i D B1(ベーシック1)

賃 貸 借 契 約 内 容	物 件 所 在 地	トヨタコネクション1 〒184-0013 東京都小金井市前原町1丁目6-4				
	物 件 名	ヴェルジュ キューカン ヴェルジュ C館 - 東号室			賃 貸 借 契 約 期 間	自 至 2025年 11月 1日 2027年 10月 31日
	対象となる 賃料等	合計 (A)+(B)+(C)+(D)	家 賃(A)	管理費・共益費(B)	駐車場使用料(C)	会費・その他(D)
		148,000 円	148,000 円	0 円 (税込)	0 円 (税込)	0 円
賃料等の無料 又は、減額		なし	対象期間	自 至 年 月 日 年 月 日	対象期間中の 月額賃料等	0 円

賃借人(契約者)は、別紙「立替委託契約および保証委託契約に関する重要事項説明書」記載の内容についてあらかじめ説明を受け、同書面を受領し、「家賃立替委託契約書および保証委託契約書」記載の契約を締結しました。

賃 借 人	現 住 所	サカケイザイオウ 2-3-7 リ・デンヌ202 〒352-0004 埼玉県新座市大和田2-3-7 リ・デンヌ202
	氏 名	山本 英貴 様 印

緊 急 連 絡 先	現 住 所	トヨタビル 〒167-0021 東京都杉並区井草1-14-16
	ご 関 係	兄弟姉妹 電 話 番 号 自 宅 電 話 090 - 6103 - 5379 当社よりご連絡をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

保証料の算出方法 : 月額賃料等合計 × 料率(%) 10円未満は切捨て(最低保証料がございます)

保 証 料	基 本 60%	88,800 円	最 低 保 証 料 15,000円	保 証 料 特 約 事 項	な し	
	月 次 1%	1,480 円	300円	保証料は賃料等とあわせてエポスカードが請求いたします 不動産管理会社は、賃借人に請求しないでください		

承認番号 1001-354078-043

お引越予定日	年 月 日	エポスカード収納開始月	2025年 12月分より
--------	-------	-------------	--------------

当社からの書面は上記予定日を過ぎた場合は物件住所への郵送になります。(契約者と入居者が異なる場合には、契約者住所への郵送となります)
家賃債務保証業者:株式会社 エポスカード 東京都中野区中野4-3-2 03-3383-0101 国土交通大臣(2)第15号 登録年月日 令和4年12月21日

物 件 コ ー ド	サ プ コ ー ド	部屋 駐車場 区分	部屋 コ ー ド
1			
2			
3			

管 理 会 社 記 入 欄	取 扱 店	会 社 名 三井ホームエステート 支 店 名 東京西支店 電 話 番 号 0422-20-1630 FAX番号 0422-20-1629 担 当 者 名 鈴木 彩花
	賃 料 振 込 先	金融機関名
		本店・支店・出張所
		口座番号

家賃立替委託契約書および保証委託契約書

賃借人控

賃借人は、別紙記載の「立替委託契約における個人情報の取り扱いに関する同意条項」に同意のうえ、別紙記載の「契約規定」を承認し、本契約を締結します。

契約日 年月日

商品名

ROOM i D B1(ベーシック1)

賃貸 借 契 約 内 容	物 件 所 在 地	トヨタコネクションビル 〒184-0013 東京都小金井市前原町1丁目6-4				
	物 件 名	ヴェルジュ C館 - 東号室			賃 貸 借 契 約 期 間	自 至 2025年11月1日 2027年10月31日
	対象となる 賃 料 等	合計(A)+(B)+(C)+(D)	家 賃(A)	管理費・共益費(B)	駐車場使用料(C)	会費・その他(D)
		148,000円	148,000円	0円 (税込)	0円 (税込)	0円

賃 貸 人 (甲)	現 住 所	トヨタコネクションビル 〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1丁目14-5 日本生命吉祥寺本町ビル8階				
	氏 名	ミツイームエステートトヨタ 貸主代理 三井ホームエステート株式会社東京西営業部 様			電 話 番 号 0422-20-1631	

賃 借 人 (乙)	賃借人(契約者)は、別紙「立替委託契約および保証委託契約に関する重要事項説明書」記載の内容についてあらかじめ説明を受け、同書面を受領いたしました。					
	現 住 所	サカケンイザシオウタ 2-3-7 リ・デュンヌ202 〒352-0004 埼玉県新座市大和田2-3-7 リ・デュンヌ202				
	氏 名	ヤマトヒロキ 山本 英貴 様		自宅電話	-	-

緊 急 連 絡 先	現 住 所	トヨタコネクションビル 〒167-0021 東京都杉並区井草1-14-16				
	ご 関 係	兄弟姉妹		電 話 番 号		

保証料の算出方法 : 月額賃料等合計 × 料率(%) 10円未満は切捨て(最低保証料がございます)

保 証 料	基 本 60%	88,800円	最低保証料 15,000円	保 証 料 特 約 事 項	な し	
	月 次 1%	1,480円	300円	保証料は賃料等とあわせてエポスカードが請求いたします 不動産管理会社は、賃借人に請求しないでください		

承認番号 1001-354078-043

お引越予定日	年 月 日	エポスカード収納開始月	2025年12月分より
--------	-------------	-------------	-------------

当社からの書面は上記予定日を過ぎた場合は物件住所への郵送になります。(契約者と入居者が異なる場合には、契約者住所への郵送となります)
家賃債務保証業者: 株式会社 エポスカード 東京都中野区中野4-3-2 03-3383-0101 国土交通大臣(2)第15号 登録年月日 令和4年12月21日

丙	株式会社 エポスカード 東京都中野区中野4-3-2	力工 エポス カード	会社名 三井ホームエステート 支店名 東京西支店 電話番号 0422-20-1630 FAX番号 0422-20-1629 担当者名 鈴木 彩花
---	------------------------------	------------------	---

第6条（本同意事項に不同意の場合は）

当社は申込者が本契約の必要記載事項（申込書表面で申込者が記載すべき事項）の記載を希望しない場合あるひは本同意事項の全部または一部を承認できない場合、本契約をお断りすることがあります。

ただし、第2条(1)を除くのみに同意しない場合は、当社がこれを理由として本契約をお断りすることはあります。

第7条（利用中止の申し出）

第2条(1)を除くによる同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、申込者から利用中止の申し出があった場合は、それ以後の利用を中止する措置をとります。

第8条（個人情報の取り扱いに関する問い合わせ等の窓口）

個人情報の開示・訂正・削除についての申込者の個人情報に関する申し出等に際しては、以下の窓口までお問い合わせ下さい。

株式会社エボスカード エボスカスタマーセンター

Tel 185-0021 東京都千代田区市谷南町3丁目22番14号

お問い合わせ先: 03-3383-0101

【個人情報管理責任者】
当社では、個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として個人情報管理責任者（コンプライアンス部）を設置しております。

第9条（本契約が不成立の場合及び本契約終了後の個人情報の利用）

(1)本契約が不成立の場合でありますから申込をした事実は、第1条「1」および「2」にに基づき、当該契約の不成立の理由の如何問わずに定期利用されますが、それ以外に利用されることはありません。

(2)本契約の終了後も、第1条および第2条(1)を除くの目的および開示請求等に必要な範囲で、法令等が定める期間個人情報を保有し、利用します。

第10条（条件の変更）

当社は、法令改正・経済情勢の変動その他の事情により本規約の一部または全部を、変更もしくは訂正（以下「変更等」という）する場合があります。この場合、変更等の時期おより内容を当社ホームページ（https://www.eposcard.co.jp）において告知いたします。

001 保証委託契約規定 24個人

質借人（以下、「乙」といいます。）と株式会社エボスカード（以下、「丙」といいます。）とは、質借人（以下、「乙」といいます。）と乙の間で締結された、表面等（または「家賃支払委託契約書および保証委託契約書」）記載の質貸借契約（以下、「本物件」といいます。）の質貸借契約（詳細は別紙「質別質貸借契約書」のとおり。以下、「原契約」といいます。）、更新された場合には「更新後の契約を含む。」に同じ。本規約を承認のうえ次のとおり保証委託契約（以下、「本契約」といいます。）を締結します。

なお、本契約は、丙が甲に承認番号を通知し、当該承認番号が記載された本契約の届け出時に交付されたときに成立するものとします。

第1条（原契約の承認）

乙が原契約に賃借甲に対して負担する支払債務について、次条以下に定めた範囲・期間・内容を確認のうえ、丙に対し連帯権を委託し、丙はそれを受取します。

2.乙は、甲及び丙に対し、乙が甲に対して負担する原契約上の支払債務に、第4条第1項第5号に規定する弁護士費用相当損害金が追加されることを確認します。

第2条（対象物件）

本物件の用途は、居住用に限るものとし、居住目的以外の本物件の使用により乙が甲に負担する債務は、本契約による保証の対象外とします。但し、本物件が事業を目的として使用されることを予め甲及び丙が承諾した場合には、この限りでない。

第3条（契約承認の取消し）

丙が本契約について承認した後に、申込みの際の乙の届出内容に虚偽があることが判明した場合、申込みの際の乙の届出内容に変更が生じた場合、あるいは丙が承認後に取得した情報に基づき再審査を行い契約申込の否認を決定した場合は、本契約を終了する旨の通知を丙に送付した場合、丙が承認の取り消しを行なうことがあります。この場合は、丙は内に對して其義を申し出ないものとします。

第4条（保証の範囲）

1.丙は、甲に対し、乙が甲に対して負担する原契約上の債務のうち、次の各号に定める金額の支払債務を乙に連帯して保証します。

(1)原契約に基づいて乙が負担する賃料、共益費及び駐車場料金その他の毎月定期的に賃料と共に支払われる固定費の費用のうち表記の金員、並びに、原契約の記載に基づき乙から甲にまつた不動産管理会社等（立替払委託契約規定期第2条第1項で規定。以下同じ）に支払われるべき水道・電気・ガス等の使用料と諸費用等であって、原契約の期間中に発生したの（以下、「絶縁料等」といいます。また、このうち水道、電気、ガス等の使用料を「水道光熱費等」といいます。）但し、丙が内に對して照合表等の本物件についていわゆる心理的抵触ある物件と認定した場合、同認定期に附した料金を除く。以下、本項第4号、第7号

1.6条に定める新たな賃料價格別に総額計算された後契約料を含む。但し、更新期間1年につき月額賃料等・水道光熱費等を除く。以下、本項第4号、第7号

8号及び本条第2項において同じ。）2ヶ月分以内であり、かつ、乙が原契約の更新料等条項を明確に理解したうえで承諾しているとともに、裁判所等に照らして当該条項に該当すべき更新料を負担すべき場合である丙が認めた場合に限る。)

(3)原状回復費用（但し、国土交通省住宅局が平成23年8月に発行した「原状回復費用の算定基準とガイドライン」（改訂があった場合には改訂後の基準を適用）に準拠しつつ乙が負担する賃料、共益費等の費用のうち賃料及び金額とする。）が死滅した者は所有権（丙が死滅した場合は丙の配偶者）が連続で取れるものの、乙本人は連続で取れない場合を含む。（以下同様）乙が丙に賃料等の3ヶ月分相当額を上限とする事前に申及び丙の承諾を得て乙の間に係る事務所等は連絡として使用する場合（以下、「事業用」といいます。）については6ヶ月分相当額（当面）。

(4)乙の責に帰すべき本物件の明渡義務の履行がある場合に生じる、原契約終了後本物件明渡しまでの間の賃料等相当損害金（但し、倍償害金等その他の定めの如何にかかわらず、当該期間に係る賃料等相当額に限るものとする。）。

(5)乙の責に帰すべき本物件の明渡義務の不履行がある場合に生じる、原契約終了後本物件明渡しまでの間の賃料等相当損害金（但し、倍償害金等その他の定めの如何にかかわらず、当該期間に係る賃料等相当額に限るものとする。）。

(6)乙の責に帰すべき本物件の明渡義務の不履行がある場合に生じる、本物件内残置物の搬出・運搬・保管・処分に係る費用。（但し、強制執行による場合、その他本物件内の残置物の搬出・運搬・保管・処分が適法な場合に限り、かつ乙が負担するところが違法である内に認められた範囲及び金額とする。）

(7)原契約規定の早期解約損害金（但し、乙の債務不履行による解除の場合を除く。また、早期解約に至った場合に生じる事由がない場合に限り、かつ乙が負担するところが違法である内に認められた範囲及び金額とする。）

(8)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(9)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(10)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(11)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(12)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(13)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(14)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(15)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(16)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(17)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(18)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(19)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(20)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(21)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(22)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(23)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(24)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(25)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(26)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(27)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(28)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(29)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(30)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(31)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(32)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(33)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(34)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(35)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(36)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(37)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(38)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(39)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(40)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(41)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(42)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(43)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(44)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(45)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(46)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(47)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(48)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(49)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(50)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(51)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(52)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(53)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(54)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(55)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(56)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(57)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(58)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(59)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(60)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(61)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(62)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(63)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(64)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(65)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(66)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(67)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(68)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(69)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(70)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(71)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(72)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(73)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(74)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(75)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(76)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(77)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(78)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(79)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(80)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(81)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(82)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(83)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(84)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(85)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(86)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(87)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(88)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(89)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(90)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(91)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(92)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(93)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(94)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(95)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(96)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(97)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(98)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(99)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(100)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(101)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(102)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(103)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(104)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(105)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(106)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(107)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(108)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(109)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(110)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(111)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(112)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(113)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(114)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(115)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(116)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(117)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(118)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(119)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(120)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(121)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(122)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(123)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(124)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(125)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(126)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(127)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(128)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(129)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(130)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(131)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(132)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(133)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(134)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(135)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）

(136)原契約規定の退去料（但し、乙の債務不履行による場合を除く。）



家賃でポイント ROOM iD

右記2次元コードから
「家賃保証サービス」に
についての詳細もご確認
いただけます。



立替払委託契約および保証委託契約に関する重要事項説明書

株式会社エポスカードの「家賃保証サービス」ご利用にあたり、
以下の内容をご確認いただき同意のうえ、ご契約をお願いいたします。

1 立替払委託契約について

**月づきの家賃等は、エポスカードが不動産管理会社または貸主さまにお立替しますので
賃借人さまはエポスカードへお支払いいただきます**

入居月 日割家賃・前家賃は、原則として不動産管理会社または貸主さまへお支払いいただきます

退去月 家賃等の1ヵ月分をご請求、日割家賃の精算は不動産管理会社または貸主さまと行なっていただきます

2 保証委託契約について

賃貸借契約上の連帯保証人をエポスカードが以下の範囲で引き受けます

家賃債務保証業者 株式会社エポスカード 東京都中野区中野4-3-2 03-3383-0101

登録番号/登録年月日 国土交通大臣(2)第15号／令和4年12月21日

保証期間

賃貸借契約の開始日から当該賃貸物件の明渡し日まで

※事業用(事務所・店舗)は、本契約締結日または賃貸借開始日のどちらか早い日からの開始となります

保証限度額

月額賃料等の24ヵ月分 但し下記保証範囲の5, 6については合計で別途金300万円以内

保証料

- 保証料はエポスカードへお支払いいただきます
- 契約後に「**基本保証料**」(初回のみ)を、契約期間中は毎月**「月次保証料」**をお支払いください
「月次保証料」は毎月の賃料等支払日に賃料等と同時に支払いいいただきます
- 保証料の具体的な金額は、契約書に記載のとおりです
- 契約が途中で終了した場合でも、保証料の返金はございません
- 月次保証料は月額賃料等の変更に伴い変更する場合があります

**お支払いに関する
ご案内(求償権行使)**

賃料等のお支払いは、立替払委託契約にもとづき賃借人さまに代わり当社が賃貸人に支払います
当社が立て替えた金額は、賃借人さまより当社へお支払いいただくことになります

遅延損害金

賃料等の支払いを遅延した場合は、支払約定日の翌日から支払日に至るまでの遅延相当額に対し
年14.6%の割合の遅延損害金が発生いたします

保証範囲

- 月額賃料等(家賃・共益費・駐車場代などを含む)
- 更新料等(賃料等の2ヵ月分以内)
- 物件明渡し時の原状回復費用
- 賃貸借契約の解除に係る賃料等相当損害金
- 物件明渡しに要した訴訟費用等の損害金
- 明渡訴訟に係る残置物の撤去、処分費用
- 早期解約損害金(賃料等の2ヵ月分以内)
- 退去予告義務違反に係る違約金
(賃料等の2ヵ月分以内)

※保証範囲の7, 8は、事業用(事務所・店舗)では保証の上限が上記と異なります

お問い合わせ窓口

家賃保証サポートデスク

0120-75-0101

※ご契約者さまご本人からのご連絡をお願いいたします

受付時間 10:00~18:00 年中無休(年末年始を除く)

3 月づきの家賃等・保証料のお支払方法について

【エポスカード会員さま】お持ちのエポスカードでのお支払いとなるため、お手続きは不要です

お支払方法

ご契約者ご本人のエポスカードでのお支払い

お支払日

カード登録のお支払日

月づきの家賃等のお支払いでは
エポスポイントがたまります

※ご契約者名義以外のエポスカードおよび他社のクレジットカードは使用できません

※家賃等・保証料のお支払いはエポスカード登録の引落し口座と同一となります

※通常のエポスカードVisaをお持ちで、ゴールドカードのご招待基準を満たす方には、後日無料ご招待メールをお送りします

【エポスカードをお持ちでない方】

お支払方法

エポスカードをお申し込みいただき、カードでのお支払いをお願いします

毎月の賃料等は、ポイントがたまる・使えるエポスカード払いを推奨しています

お支払日

27日払い（金融機関休業日は翌営業日）

特別ご招待

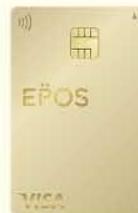
家賃保証ご契約者さまは年会費無料で
エポスゴールドカードを発行します

毎月の家賃が9万円の場合

年間3,600ポイントたまる♪

※家賃300円につき1ポイントたまります

ポイントは家賃・月次保証料に使える！



詳しくはこちら▼



ゴールドカード特典

- 有効期限なしの永久ポイント
- 年間ご利用金額*に応じて最大1万ポイント贈呈 *家賃除く
- 国内外の空港ラウンジが無料

ご入会方法

ご契約後、数日で配信されるSMS(ショートメッセージサービス)からお申し込みください

※エポスカード払いをご選択されない場合や、審査基準によってエポスカードが発行できない場合は、その他の支払方法もご用意しています

※「エポスカード申込書」をご返送いただいた場合も無料でゴールドカードを発行します

※審査基準によってエポスカードが発行できない場合がございます

※20歳未満の方は通常のエポスカードVisaの発行となります。また、20歳以上の方でも審査基準によってエポスカードVisaの発行となる場合がございます

※初回のお支払いまでにお手続きが間に合わない場合は別途ご案内いたします

4 ご契約内容に関するご案内について

ご契約後配信のSMSにて「ご契約内容」をご確認ください

- ・ご契約後、入居申込書記載のご契約者さまの携帯電話番号宛てにSMSを配信します

※SMSをお受け取りできない場合は、郵送にてご契約内容をお知らせいたします
(郵便局にて転居届のお手続きをお願いします)

その他 ご注意点

- ・不動産管理会社または賃貸人が変更された場合、本契約が終了することがあります
- ・**退去の際は、不動産管理会社へご連絡ください。**(株)エポスカードへのご連絡は不要です
- ・(株)エポスカードへの家賃等のお支払いの延滞は、貸主が賃貸借契約を解除する理由ともなります
- ・契約期間中の支払日変更およびカード退会はお受けいたしかねます
- ・過去にROOM iD契約にて金融機関口座登録済みの方は、登録口座を継続利用する場合がございます
- ・金融機関口座の登録や変更はインターネット、または郵送(～1ヶ月半かかります)にてお手続きください
- ・家賃保証等でのお支払い分は、年間ボーナスポイントのご利用金額に含まれません
また、カードショッピング・キャッシングご利用限度額にも反映されません